

## 第45号議案

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年5月15日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（給料の調整額）

第13条の2 任命権者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、給料月額につき適正な調整額を支給することができる。

2 前項の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の加東市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

## 第 4 5 号議案 要旨

### 加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

同じ職務の級に属する職のうち、他の職に比して著しく特殊な職に対して、給料月額につき適正な調整額を支給するために、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

給料の調整額について定めること。（第 1 3 条の 2 関係）

#### 3 市財政への影響 年間 1, 1 2 7 千円の支出増

#### 4 施行期日 公布の日（平成 3 0 年 4 月 1 日から適用）

## 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
	<p><u>(給料の調整額)</u></p> <p><u>第 1 3 条の 2 任命権者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、給料月額につき適正な調整額を支給することができる。</u></p> <p><u>2 前項の調整額は、調整前における給料月額の 1 0 0 分の 2 5 を超えてはならない。</u></p>

加東市一般職の職員の給料の調整額支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「条例」という。）第13条の2の規定に基づき、給料の調整額（以下「給料調整額」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給料調整額は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- (1) 人事交流等職員（給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他市長の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員になった者をいう。以下この条において同じ。）であって、その者が人事交流等職員でなかった場合に国又は他の地方公共団体等において決定される給与を基礎として条例に基づき決定しようとする給与が、条例に定めるその者に適用する職務の級の最高号給の給料月額により決定される給与を超えることとなる職員
- (2) 人事交流等職員のうち、その者が人事交流等職員でなかった場合に法令又は他の地方公共団体の条例及び規則で定める給料調整額又はそれに準ずる調整額（以下「給料の調整額等」という。）を受けるとなる職員であって、その者が人事交流等職員でなかった場合に国又は他の地方公共団体等において決定される給料月額に給料の調整額等を加えた額が、条例に定めるその者に適用する給料月額を超えることとなる職員（前号に掲げる職員を除く。）
- (3) 条例第10条に規定する異動をした職員であって、その者が受ける給料月額が異動日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が定める職員

(支給額)

第3条 給料調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に規定する職員 給料月額に条例に定める当該職員に適用する職務の級の最高号給の給料月額により決定される給与を超える部分の差額に相当する額を基本として算定した割合を乗じて得た額
- (2) 前条第2号に規定する職員 給料月額に条例に定める当該職員に適用する給料月額を超える部分の差額に相当する額を基本として算定した割合を乗じて得た額
- (3) 前条第3号に規定する職員 給料月額に異動日の前日に受けていた給料月額に達しない部分の差額に相当する額を基本として算定した割合を乗じて得た額
- (4) 前条第4号に規定する職員 給料月額に市長が別に定める割合を乗じて得た額

(その他)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。